

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」（案）
に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和6年12月19日（木）～令和7年1月20日（月）
2. 寄せられたご意見 1件

番号	ご意見の概要	左記に対する考え方
1	プライベートな空間はどこにいても必要です。個室だけでなく、トイレやお風呂などは、日常生活でも大切なプライベート空間です。一時保護所においてユニット化するときも、同様に配慮して考えてほしいと思います。	入所児童の生活の場は、プライバシーの保護に十分に配慮した環境とする旨を規定しております。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。